

住居表示整備業務委託仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、発注者が実施する「住居表示整備業務委託」(以下「本業務」という。)について適用され、受注者が執行されなければならない必要な事項を定めたものである。

(法令等の遵守)

第2条 受注者は、本業務の実施に際し必要な法令や規則を遵守し誠実に業務を執行しなければならない。

(調査及び報告)

第3条 受注者は、常に業務の執行状況を調査し、発注者が必要と認めたときは、速やかに報告を行わなければならない。

(提出書類)

第4条 本業務の着手にあたって、下記の書類を速やかに提出すること。

- ① 個人情報の保護に関する認定書(写し可、プライバシーマーク)
- ② 業務着手届
- ③ 主任技術者・現場代理人届及びこれらにかかる各経歴書
- ④ 業務計画書
- ⑤ 現地作業員の作業員証明書発行依頼申請書
- ⑥ 本店又は営業所の法人登記簿謄本の写し

(実施区域及び期間)

第5条 本業務の実施区域及び期間は下記の範囲とする。

- 1) 実施区域 中町の一部(別図参照)
- 2) 世帯数 約23世帯(予定)※
- 3) 面積 約0.5ha
- 4) 街区数 約3街区
- 5) 筆数 約9筆
- 7) 期間 契約日から令和9年3月31日まで(令和9年3月1日住居表示実施予定)

※10月1日時点で居住者無し。ただし、実施区域の土地について分譲手続き中であるため住居表示実施時までには居住者が発生する可能性あり。上記世帯数は最大数の予定。

(業務内容)

第 6 条 主要な業務内容は、次のとおりとする。

- 1) 計画準備
- 2) 1／500 基本図作成
- 3) 世帯主・法人事業所等実態調査
- 4) 法務局異動調査
- 5) 地番図修正
- 6) 住居表示案内図作成
- 7) 住居表示台帳作成
- 8) 新旧対照表作成（世帯・土地、印刷製本含む）
- 9) 配布用案内図作成（A3 サイズ・2 色刷）
- 10) PR チラシの配布
- 11) 実施説明会案内・決定通知書等の配布
- 12) 街区表示板設置箇所調査（取付申請図書作成）
- 13) 街区表示板の作成・取付け
- 14) 町名表示板・住居番号板の作成

(作業員証明書の携帯)

第 7 条 受注者から提出書類にそって、発注者より作業員証明書（別紙様式 1）の発行を行うので、現場作業に際しては、必ず作業員証明書を携帯すること。また関係者より提示をもとめられた場合は、これを提示しなければならない。なお作業員証明書は写真入りで本市押印を必要とする。

(協議)

第 8 条 本業務着手にあたって業務途中に発生した疑義、問題点等については発注者と協議して、その指示を受けるものとする。また業務途中における部分的な成果の納入及び細部についても、発注者との協議を行い、その指示を受けるものとする。

- 2) 作業については作業週報、打合せ協議の場合は、協議記録を作成し報告すること。
- 3) 本業務で作成する成果品等については、発注者の指示を受けること。

(貸与資料)

第 9 条 本業務にあたって発注者から下記のを貸与する。

- 1) 実施区域現況地番参考図
- 2) 地番図及び地番収録表・公図・地積測量図等
- 3) 実施区域の 1／2500 地形図

- 4) 実施区域の1／500現況道路台帳図
- 5) その他、受注

者の申し出により発注者が必要と判断したもの。

尚、上記資料の貸与にあたって、受注者が破損、汚損した場合は、受注者の責任において賠償するものとする。また、本業務遂行上知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。

第2章 業務内容

(計画準備)

第10条 本業務に先立ち、使用機材の選定並びに作業方法の決定等、作業全般にわたる計画及び作業を遂行する上で必要な資料等の入手並びに現地調査を含む準備を入念に行い、その内容について発注者と協議を行う。

(基本図作成)

第11条 1／500道路現況台帳等を編纂、編集した図を基に、住居表示台帳等作成のため下記項目について調査する。

- 1) 街区割の判断に必要な、道路・水路・軌道・擁壁等位置・形状の確認
 - 2) 棟割が必要な建物の確認及びその棟割位置の測定とその記入
 - 3) 主となる出入口、戸口、門の位置確認
 - 4) 1／500現況台帳図に表現されていない、経年変化箇所の測量とその修正
 - 5) 公共物の名称
 - 6) その他、必要と判断される地形の調査
- 上記調査にあたって、図面の正確さを保つため、必要に応じた実地測量を行うものとする。

(別図1、別図2作成)

第12条 住居表示実施区域内において、変更前の図面、変更後の図面を作成すること（変更前の図面を別図1、変更後の図面を別図2とする）。

- 2 町境界線、町名、道路、水路、河川等の耐久的施設、その他発注者が指定する施設を記し、A4サイズで作成すること。

(世帯主、法人事業所等実態調査)

第13条 住基データを基に現地に出向き、実施区域内の世帯主氏名、家族氏名、法人事業所及び店舗等の必要事項等の聞き取り調査を行う。

- 2 調査にあたり、調査資料及び調査事項には住民の個人情報を含むため、その管理

及び調査時の訪問、面接方法には十分な配慮を行うこと。

- 3 同一建物のうち居住者で独立の世帯を構成しているものや法人は、別世帯として取り扱う。
- 4 前2項による調査の結果と照合し、住民登録の有無を記入するとともに、誤った住民登録をされている世帯については発注者に報告すること。
- 5 世帯・法人等調査は、原則として面接確認とする。不在、不明箇所については再調査を行った後、調査一覧をもって発注者に報告し、調査方法を協議のうえ指示を受けること。
- 6 前各項の規定にかかわらず、開発造成中、未分譲地又は空地等の理由により現地に居住者及び事業所等が存在しない箇所については、地権者（開発事業者、土地所有者等）又は新築予定者（建築主等）に対する確認（図面・契約等の確認を含む）をもって実態調査に代えることができる。この場合における調査方法及び確認範囲については、あらかじめ発注者と協議するものとする。
- 7 第11条の基本図作成時の調査で判断できなかった棟割及び主な出入口（複雑な出入口がある時）等は世帯主調査時に聞き取り確認を行うこと。

（法務局異動調査）

- 第14条 法務局において対象区域内及びその周囲1筆までの公図・地積測量図・対象区域内の家屋所在の調査を行い、その調査を基に地番旧新対照表を作成する。また、家屋所在調査に関しては、対象区域内の家屋登記されている所在地番の調査を行い、地番対照表の備考欄に家屋登記情報を表示すること。
- 2 書式、記載内容等の詳細については、受注者と十分に協議を行う。

（地番図修正）

- 第15条 法務局地番調査の成果を使用して、本市所有（貸与）の1／1000の地番図を基に1／1000現況地番参考図の修正をする。
- 2 地番図の細部記入事項、調整内容に関しては、発注者と協議し、その指示によるものとする。

（フロンテージの記入）

- 第16条 フロンテージは、住居番号をつけるときに同一番号又は欠番が多くなならないようにその地域の実情に応じて定めること。各街区の起点から右回りに、街区線上に10m間隔に切る。
- なお、一辺の終わりでフロンテージに1／2未満の端数が生じたときは、直前のフロンテージに加える。
- 2 フロンテージ間隔は、特に発注者の指示する場合、実施基準の範囲内において特

例をもうけることができる。

- 3 フロンテージの起点から順次基礎番号を符番し、各戸の住居番号を決定する。
- 4 フロンテージ確定後、各表示板の集計を行い一覧表にまとめ、発注者に提出する。

(住居表示台帳作成)

第 17 条 台帳の縮尺は、原則として 1 / 5 0 0 とし、街区毎に別葉とする。ただし、台帳図は A 3 サイズなので、1 街区が 1 図葉に収まらないときは、発注者と協議しその指示に従うこと。

- 2 台帳図には、次の事項を表示する。
 - ① タイトル（1 図葉ごとに町名、街区符号を表示する。）
 - ② 道路、水路、河川、軌道等恒久的施設
 - ③ 建物
 - ④ 新町界線、街区界及び隣接街区符号
 - ⑤ フロンテージ及び基礎番号
 - ⑥ 主要出入口及び住居番号
 - ⑦ 縮尺及び方位
 - ⑧ その他、発注者が指示するもの。

- 3 見出し図の作成（A 3 版）

- 4 出力図を 2 部製本し、内 1 部には世帯主名等を鉛筆書きで記入する。
(集合住宅については、発注者の指示を受ける。)

(新旧対照表の作成)

第 18 条 新旧対照表の作成は、次のとおり行う。

- 2 実態調査終了後の調査カードを基に作成した、新町名別新地番順リストより新住所と旧住所の新旧対照表を作成する。
- 3 調査カード及び旧町名別地番順リストより旧住所と新住所の旧新対照表を作成する。
- 4 対照表は、A 4 サイズで印刷製本する。
- 5 住民の異動・土地の分合筆等による既作成対照表の変更箇所が出るため、判明した変更事項について追録を作成する。なお対照表追録原稿の様式・仕様は発注者より指示する。

(住居表示案内図作成)

第 19 条 第 11 条で作成の基本図及び現地調査で得た内容を基に住居表示案内図を作成し、印刷を行う。

- 2 新町界、新町名、街区界及び主要地形、街区番号、住居番号、公共施設及び主要道路等の名称、建物等表示、縮尺、方位、凡例、実施年月日、その他発注者が指

示したものを記載し、A3版に印刷する。

(配布用案内図作成・印刷)

第20条 配布用案内図は、前条で作成した住居表示案内図を縮小、編纂し、A4サイズに作成する。

- 2 配布案内図（A4サイズ、2色刷り）の縮尺並びに印刷内容については、発注者より別途指示する。
- 3 新町界、新町名、街区界及び街区符号、公共施設及び主要道路等の名称その他発注者の指示した事項に従う。

(PRチラシの配布)

第21条 別途本市が指示する説明文とPRチラシを配布する。

- 2 前項の規定にかかわらず、開発造成中、未分譲地又は空地等の理由により居住者が存在しない区域においては、個別配布を行わないものとする。ただし、開発事業者、土地所有者等に対して実施周知が必要と本市が判断した場合は、本市の指示に基づき、事業者向けに「住居表示実施のお知らせ」等を提供するものとする。

(決定通知書等の配布)

第22条 配布資料は、決定通知書、街区案内図、PRチラシ、町名板、住居番号板を各一部、住所変更通知ハガキを1セット（50枚）、その他発注者が指示するものを封筒に入れ1組とする。

なお、町名板及び住居番号板には、両面テープを貼付けすること。

- 2 配布に際しては、資料等の有無及び氏名等の確認の上、直接家人に手渡しすることを原則とする。
- 3 留守、不明等で未配布については、第13条4項の資料を照合し、その結果を報告し、その指示に従うこと。
- 4 前3項の規定にかかわらず、実施日時点で建物が存在しない開発造成地及び未分譲地等については、決定通知書等の配布は行わないものとする。ただし、将来の新住民等に対して、住居表示実施後に交付できるよう、町名表示板、住居番号板を、指定の納品成果品とともに提出すること。

(追録・正誤表の作成)

第23条 追録、正誤表の作成は、次のとおり行う。

第14条（法務局異動調査）、第18条（新旧対照表）作成後、実施日までの期間、土地分合筆及び住民の異動による既作成の対照の変更事項について、追録表を作

成する。なお、追録表の様式、仕様は発注者の指示に従う。

(町名表示板・住居番号板の作成)

第 24 条 各戸に配布する町名表示板及び住居番号板を別紙仕様書 1 により作成する。

- 2 町名表示板は、材質はアルミ製、サイズは 60mm×60mm、町名は 2 段書きとし、文字体は丸ゴシック体、背景は暗い青色、文字は白色で作成する。
- 3 住居番号板は、材質はアルミ製、サイズは 60mm×120mm、文字体は丸ゴシック体、背景は暗い青色、文字は白色で作成する。
なお、各表示板には両面テープを貼付けすること。

(街区表示板設置調査)

第 25 条 下記の要領により電柱使用許可申請用の位置図及び電柱番号一覧表の作成を行う。

- 2 実施予定区域内の必要な電柱について、電柱の位置・電柱番号の調査を事前に行い、関電柱・NTT 柱に区分して別紙様式 2 により報告すること。
- 3 調査内容の確認、関電柱・NTT 柱、位置図及び一覧表を作成し、市の承認を得ること。
- 4 承認を得た電柱について、取付け許可申請書を関電・NTT 柱に区分して作成すること。なお申請用には、電柱番号が確認できる写真を添付すること。(別紙様式 3)

(街区表示板の作成・取付け)

第 26 条 街区表示板を別紙仕様書 2 のように作成し、取り付けを行う。

- 2 前条で作成した申請書に基づき、街区表示板の取付け作業を行うが、取付け箇所は原則として各街区の 4 隅とし、街区表示板の下端が地上 1.6m となるように取付けること。
- 3 取付けに必要な締付け金具付きステンバンド及びコンクリートボンドについては、これらと同程度以上のものを使用すること。
- 4 街区表示板は、材質はアルミ製、サイズは 560mm×120mm、字体は丸ゴシック体、背景は暗い青色、文字は白色で作成。
- 5 取付け作業に要する器材及び材料一切については、受注者の負担とする。

(取付け位置図作成・写真撮影)

第 27 条 上記作業において街区表示板を取付けた位置を、図上に記入を行い、その電柱種類・番号を位置図と同一番号で整理して一覧表を作成し、取付け済み写真を添付し、併せて本市へ提出するものとする。なお、電柱の取付け写真は、電柱番号も確認できるよう撮影すること。(報告書に添付する写真撮影は、電柱番号、近景、遠景)

(納入成果品)

第 28 条 本市に納入する成果品は、下記のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------------|-------------|-------|
| 1) 住居表示台帳製本 | 2 部 | |
| 2) 住居表示台帳データ (PDF ファイル) | | 1 式 |
| 3) 住居表示案内図 (A 4 版 3 色刷り) | | 20 枚 |
| 4) 街区表示板取付け許可申請書 | | |
| 関電・NTT 各 1 部、申請図書 (一覧表、写真) | | 1 式 |
| 5) 街区表示板取付け報告書 | | |
| 関電・NTT 各報告書 (位置図、一覧表、取付写真) | | 各 1 部 |
| 6) 報告書 (取付け全体一覧表等) | | 1 式 |
| 7) 新旧対照表 (住民・地番) | 30 冊 (記名無し) | |
| Excel ファイル (CD-R) | | 1 枚 |
| 8) 地番図 (データ) | | 1 部 |
| 9) 地番図 (出力図) | | 1 部 |
| 10) 調査資料 (要約書・地積測量図・公図・建物他) | | 1 式 |
| 11) 世帯主・法人等実態調査全て資料 | | 1 式 |
| 12) 打ち合わせ協議記録 | | 1 式 |
| 13) 配布用案内図 (PDF ファイル) | | 1 式 |
| 14) 決定通知書写し | | 1 式 |

2 現場で使用、配布するものは、下記のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|--------|
| 1) PR チラシ (3 種類) | 各 20 枚 |
| 2) 配布用案内図 (A 3 版、2 色刷) | 1 式 |
| 3) 決定通知書・封筒他 | 1 式 |
| 4) 住居の表示の変更証明書事前申し込み用返信ハガキ | 1 式 |
| 5) 街区表示板 | 10 枚 |
| 6) 締め付け金具付ステンレスバンド | 20 本 |
| 7) 町名表示板 | 23 枚 |
| 8) 住居番号板 | 23 枚 |
| 9) 両面接着テープ | 1 巻 |